

法人登録で組織の変更

建築士事務所の開設者は、組織の変更があった場合(有限会社から株式会社)及び(合名会社から合資会社)2週間以内に変更届を提出してください。

(建築士法第23条の5)

■申請に必要な書類 <正副2部(副本はコピー可)提出>

①建築士事務所登録事項変更届(様式3)

②添付書類

●法人の場合

・定款の写し

「**〈原本証明〉**最終ページの余白部分に「原本に相違なし」と記述し、年月日・法人名称・代表者氏名役名を記入し、代表者(実)印を押印。」

・履歴事項全部証明書の原本を正本に添付。副本は写しでも可。

登記事項証明書は、3ヶ月以内に発行されたもの。

※注意※

定款および登記の事業目的欄:建築士事務所の業務内容の記述が必要。

・誓約書【添付書類(ハ)】

■提出先・問い合わせ先

長野県指定事務所登録機関

一般社団法人 長野県建築士事務所協会

〒380-0936 長野県長野市岡田町 124-1 長水建設会館2階

(当協会ホームページ <http://www.nsjk.com> を参照ください)

Tel 026-225-9277 Fax 026-225-9278

届出書の提出は郵送(簡易書留)による受付も取り扱います。但し、変更通知書及び変更届出書(副本)の**返信用封筒(切手貼付)も同封の上**、提出してください